

令和元年 12 月 16 日

お 客 様 各 位

ニュース証券株式会社
代表取締役 星野 敦生

弊社に対する関東財務局長による行政処分についてのお知らせ

弊社に対する検査結果に基づき、令和元年 11 月 26 日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行なわれておりましたが、弊社は、同年 12 月 4 日、関東財務局長より別紙 1 の内容の行政処分を受けました。

この処分により、多くのお客様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

業務停止命令は IFA 事業部の業務が対象となり、営業部の業務は通常どおり行うことができます。業務停止命令を受けました IFA 事業部のお客様には、全ての業務（ただし、当局の許可により勧誘を伴わない預り証券の売却、解約及び口座残の出金は可能です。）が停止することとなりますので、大変なご不便とご迷惑をおかけいたします。重ねてお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、具体的な事実関係を開示することこそ改善の第 1 歩と考え、行政処分の背景となる事実を別紙 2 に整理いたしましたので、合わせてご確認いただければ幸甚に存じます。

弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止めて深く反省するとともに、今後、問題点を真摯に改善し、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取り組み、役職員一同が一丸となって法令遵守意識の再徹底を含む再発防止に努めて参る所存でございます。

引き続きのご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
ニュース証券株式会社 管理本部
電話 03-5466-7291

(別紙1)

1. ニュース証券株式会社(本店:東京都渋谷区、法人番号 1011001036691)(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた(令和元年11月26日付)。

(1) 金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況

当社営業本部傘下のA営業員及びB部長(以下「当社営業員ら」という。)は、社外の複数の知人ら(金融商品取引業等の登録はない。)に、A営業員が企画した有価証券の取得勧誘を依頼し、この結果、依頼を受けた知人が取得勧誘を行い、当社は、平成28年7月、顧客に有価証券を購入させた。

(2) 検査忌避

当社営業員らは、今回検査において、上記(1)の状況を隠蔽するため、かねて有価証券の取得勧誘を依頼していた知人に対し、当局の質問には顧客に詳しい商品説明はしていない旨答えるよう依頼するなど、正常な検査の進行を妨げる行為を行った。これらの行為は、事実確認を大幅に遅延させており、悪質な行為と認められる。当社経営陣は、検査官から、検査を妨害する行為を行わないよう重ねて要請されていたにもかかわらず、上記の行為を防止していない。

(3) 経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分な状況

当社経営陣及び有価証券の取得勧誘の適切性をチェックすべき関連部署は、当社営業員らによる営業活動を漫然と同人ら任せにし、営業結果報告において知人らから顧客紹介を受ける方法に言及された際にも具体的な内容の把握を怠り、顧客説明用資料の広告審査を行った際にも配付方法、配付先等を確認しないなどにより、上記(1)の状況を見過ごしている。また、当社営業員らが開拓した金融商品仲介業者との業務委託契約に際しての審査やそれらの業者による勧誘実態の把握を怠っているほか、当社営業員らが勧誘資料の配分先における具体的な勧誘人数、勧誘資料廃棄実態等を把握しない、私募の人数管理が不十分な状況も生じさせており、経営管理態勢及び内部管理態勢は杜撰なものとなっていた。

当社における上記のような業務運営状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

また、当社が行った上記（２）の行為は、金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、忌避するものであり、同法第 198 条の 6 第 11 号及び同法第 207 条第 1 項第 4 号に該当するものと認められる。

２．以上のことから、本日、当社に対し、下記（１）については金融商品取引法第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記（２）については同法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

（１）業務停止命令

令和元年 12 月 5 日から同 2 年 3 月 4 日までの間、I F A 事業部に係る全ての業務（当局が個別に認めた業務を除く）を停止すること。

（２）業務改善命令

- １）I F A 事業部が関与した全ての有価証券の取扱い状況（顧客属性、有価証券の種類（ファンド名）、投資金額及び現在の評価額）を検証し、投資者保護の観点から必要な措置を講じること。
- ２）全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ３）適切な経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を構築するなどの再発防止策を策定し、着実に実行すること。
- ４）本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- ５）上記 1）～ 4）について、その実施状況を令和 2 年 1 月 6 日（月）までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を当面の間、3 か月ごとに書面で報告すること。

（※上記は関東財務局のホームページに掲載されている原文のままです。）

(別紙2)

1 「金融商品取引業等の登録を受けていない者による有価証券の取得勧誘」について

行政処分の勧告に「当社営業本部傘下のA営業員及びB部長（以下「当社営業員ら」という。）は、社外の複数の知人ら（金融商品取引業等の登録はない。）に、A営業員が企画した有価証券の取得勧誘を依頼し、この結果、依頼を受けた知人が取得勧誘を行い、当社は、平成28年7月、顧客に有価証券を購入させた。」とある点につき、補充して説明いたします。

弊社は、A営業員及びB部長が在籍する会社（以下「業務委託先会社」といいます。）と業務委託契約（コンサルティング契約）を締結した上で、A営業員との間で在宅外務員契約を締結し、さらに業務委託先会社からB部長の出向を受け入れ、以後弊社のIFA事業部（金融仲介業者を管理監督する部署）において外務員（使用人）として業務を行っていました。

したがって、両者は弊社の生え抜きの社員ではないものの、金融商品取引法上の「使用人」であることは事実であり、勧告の内容に誤りはございません。弊社といたしましては、IFA事業部の管理監督も行なっておりましたが、上記のA営業員及びB部長に対しては、その特殊性から弊社経営陣による管理監督が十分でなかったと認識しております。そして、結果としてIFA事業部に所属する営業員の法令違反を見逃してしまった管理監督責任は否定しようもなく、痛切に感じております。

2 「検査忌避」について

行政処分の勧告にある「当社経営陣は、検査官から、検査を妨害する行為を行わないよう重ねて要請されていたにもかかわらず、上記の行為を防止していない」とある点につき、補充して説明いたします。

弊社役員は、検査が開始されるに際し、本社内にいた役職員に対して、「検査には全面的に協力し、妨害等と疑われる行為は行わないように」と口頭で周知いたしました。弊社の役職員であれば当然そのような行為は行わないとの信頼から、それ以上に書面等で注意するなどしませんでした。前項のA営業員及びB部長には徹底されておらず、両者がメールの破棄や業務委託先会社への立入り拒否などの行為に及んでしまいました。

弊社経営陣としては、検査忌避や検査妨害と疑われる行為が決して許されるものではないとの認識を当然有していましたが、A営業員及びB部長が弊社の「使用人」であったことは事実であり、そのような行為を防止する体制の構築が不十分であったことは否定できないものです。したがって、「当社経営陣は、・・防止していない」とのご指摘も真摯に受け止め、心より反省して

おります。

3 業務委託先会社との契約解除について

上記の業務委託契約、在宅外務員契約及び出向契約に関しましては、A営業員及びB部長による今回の不正行為を理由に、令和元年11月25日付でいずれも解除いたしました。